

【数次有効の短期滞在査証（相当な高所得を有するフィリピン国籍者向け）】

（2024年6月10日受付開始）

2025年4月

A. 該当するケース

観光、商用、親族訪問等、「短期滞在」の在留資格に該当する活動（1回当たりの滞在期間90日以内）を複数回予定している方で、相当な高所得を有するフィリピン国籍者と認められる場合

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

〔共通書類〕

- ① パスポート（要署名）
- ② パスポート写し（身分事項ページのみ）
- ③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ④ 数次有効査証発給希望理由書※
 - ・「十分な経済力を有する者」にチェックが入っている場合、「一般向け数次有効査証」又は「相当な高所得を有するフィリピン国籍者」のいずれかに該当するのか、当館にて審査を行います。
- ⑤ PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書（既婚者のみ）（どちらも PSA が1年以内に発行したもの）（注）
 - ☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要
 - （注）【併せて提出する書類（以下の場合のみ）】
 - ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書
 - ・出生遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式137）
 - ・PSA に記録がない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書及び PSA 発行の記録不存在証明書
- ⑥ 滞在予定表※

〔発給条件と必要な書類〕

1 相当な高所得を有する方

- （1） 申請人の預金残高証明書（直近6か月の預金残高が確認できること）
 - ・6か月の平均預金残高の記載がない場合は、直近6か月分の入出金明細を提出
- （2） 申請人の納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）
 - ・様式2316については、雇用者及び被雇用者の署名があるもの
 - ・自営業の場合は、上記に加え納税事実を証明する領収書（写し可）
 - ・何らかの理由で（2）申請人の納税証明書及び（3）在職証明書が提出できない場合（退職者、専業主婦、無職を除く）は、理由書を提出。学生は、学生証（写し）又は在学証明書を提出。
- （3） 在職証明書（在職期間、給与及び役職の記載のあるもの）
 - ・自営業の場合は、貿易産業省（DTI）発行の社名登録証明書及び市役所発行の営業許可書

2 上記1に該当する方の配偶者又は子

- （1） 上記1に該当する方の家族であることを証明する資料（PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書（既婚者のみ））（注）
- （2） 上記1に該当する方の旅券、数次査証の写し又は上記1の資料